九　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること。

（減容化施設整備課の所掌事務）

第三十九条　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。　（新設）

一　減容化施設の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（調整官の職務）

第四十条　調整官は、命を受けて、環境再生・廃棄物対策部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。　（新設）

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十一条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。　（新設）

調査設計課

工務課

輸送課

管理課

用地総括課

用地審査課

用地補償第一課

用地補償第二課

中間貯蔵施設整備推進課

2　前項に掲げる課のほか、中間貯蔵部に調整官三人を置く。

（調査設計課の所掌事務）

第四十二条　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。　（新設）

一　中間貯蔵施設の整備に係る調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

四　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

（工務課の所掌事務）

第四十三条　工務課は、次に掲げる事務をつかさどる。　（新設）

一　中間貯蔵施設の整備に関する工事費の積算に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の実施設計、施工その他の工事管理に関すること。

（輸送課の所掌事務）

第四十四条　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。　（新設）

一　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること。

二　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

三　中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。